

使用開始日 2013.9.6

LM・オーストラリア 毎月分配型ファンド

追加型投信／海外／債券



商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成25年9月5日に関東財務局長に提出しており、平成25年9月6日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日 平成10年4月28日 資本金 10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆2,700億円
(平成25年7月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)
三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問い合わせください

照会先

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL [03-5219-5940](tel:03-5219-5940)

(受付時間 営業日の午前9時~午後5時)



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

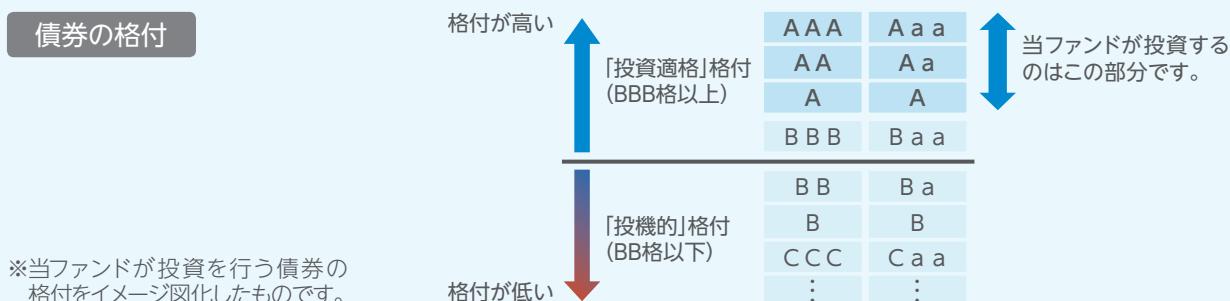
主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配*をを目指します。

*分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

ファンドの特色

特色1 豪ドル建債券に投資します

- 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券および資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-/A3以上の格付を付与されたものとします。



- デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- シナリオ・ディペンデンント・オプティマイゼーション(SDO)*1を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーション(実質平均残存期間)は、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

*1 ひとつの投資環境シナリオを想定し、それに依存するのではなく、基本シナリオの他に複数の代替シナリオを想定し、代替シナリオにあるイベントが発生した場合に考えられるマイナス効果を最小限に抑えつつ、基本シナリオにおいて最大限の収益を獲得するための方針を策定するツールです。

- UBSオーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)*2を参考指標として運用を行います。

*2 UBSオーストラリア債券インデックスは、オーストラリアの債券市場のパフォーマンスを測定するために構築されたインデックスです。円換算ベースとは、委託会社がUBSオーストラリア債券インデックスを円ベースに換算したものです。

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

為替変動の基準価額への影響(イメージ図)



(注)上記の図は、円相場の値動きに対する基準価額の動きを表したイメージ図です。市況環境によっては、基準価額は異なる値動きを見せることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3 運用はレッグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)に委託します。



WESTERN ASSET ウエスタン・アセット

—レッグ・メイソン・インクの100%子会社
—設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
—運用資産約4,364億米ドル。(約43兆円)*

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド
—マザーファンドの投資顧問会社
—運用資産約130億米ドル。(約1.3兆円)*

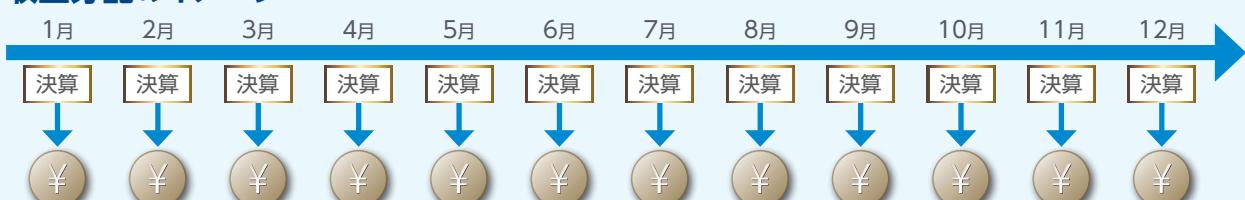
ウエスタン・アセットの拠点



*2013年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2013年6月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.59円)によります。

特色4 毎決算時(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います

収益分配のイメージ



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。



ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の10%以内とします。
- デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

毎決算時(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」といいます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

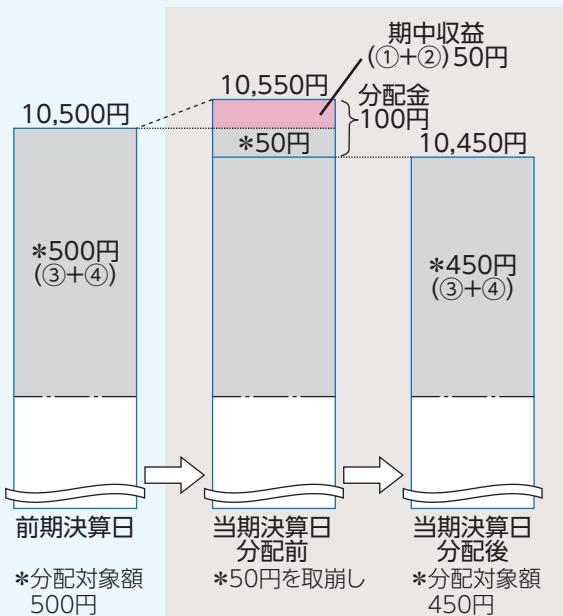
投資信託で分配金が支払われるイメージ



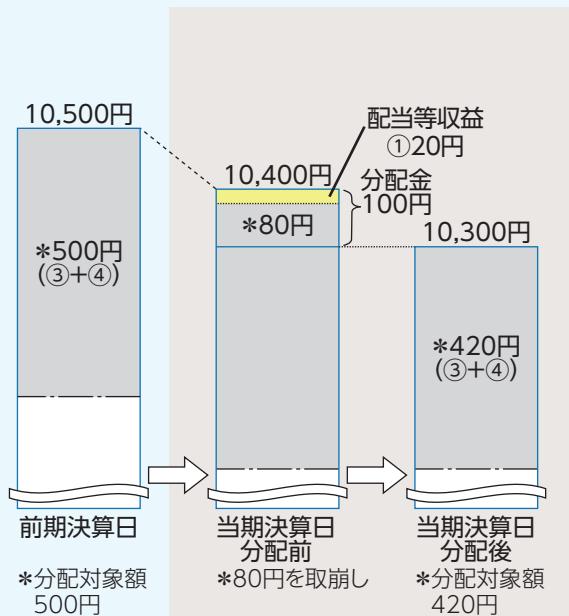
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

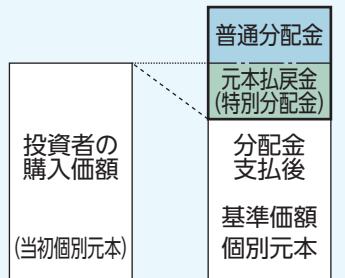


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

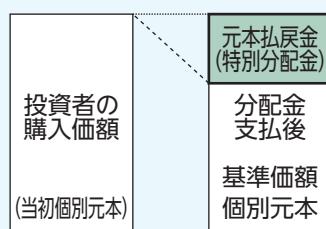
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本戻し金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



金利変動リスク(金利が上がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



信用リスク(信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト(元利金支払いの不履行または遅延)、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。



基準日:2013年7月31日

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,018円	1,526億円

分配の推移

2013年3月	80円
2013年4月	80円
2013年5月	80円
2013年6月	80円
2013年7月	80円
直近1年間累計	960円
設定来累計	7,303円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わること、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・豪ドル債券マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	7.07
地方債証券	32.70
特殊債券	13.25
社債券	44.24
現金・預金・その他の資産	2.74
その他投資資産	比率(%)
先物	△3.53

■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
AUSTRALIA GOVT	オーストラリア	国債証券	5.750	2021年5月15日	2.01
WEST AUSTRALIA TREASURY	オーストラリア	地方債証券	7.000	2019年10月15日	1.89
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.250	2020年2月21日	1.75
NEW S WALES TREAS CORP	オーストラリア	地方債証券	4.000	2017年2月20日	1.69
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2018年2月21日	1.67
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2017年9月14日	1.41
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2016年4月21日	1.38
VICTORIA TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2022年10月17日	1.22
AUSTRALIA GOVT	オーストラリア	国債証券	5.250	2019年3月15日	1.20
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	5.500	2021年6月21日	1.19

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※当ファンドにおける上記マザーファンド受益証券の組入比率は100.08%です。

年間收益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間收益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2013年は年初から基準日までの收益率を表示しています。

ファンダの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンダの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社により異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	平成25年9月6日から平成26年9月8日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(平成15年6月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行なうことがあります。 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行ないます。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	8,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6月と12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																							
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 <u>2.625%</u> <u>(税抜2.50%)</u> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。																						
信託財産留保額	ありません。																						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対し<u>年率1.3125%(税抜1.25%)</u> ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。</p> <p>《運用管理費用(信託報酬)の配分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社毎の純資産総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200億円未満の部分</td><td>0.6300% (税抜0.60%)</td><td>0.6405% (税抜0.61%)</td><td rowspan="6">0.0420% (税抜0.04%)</td></tr> <tr> <td>200億円以上400億円未満の部分</td><td>0.6090% (税抜0.58%)</td><td>0.6615% (税抜0.63%)</td></tr> <tr> <td>400億円以上600億円未満の部分</td><td>0.5880% (税抜0.56%)</td><td>0.6825% (税抜0.65%)</td></tr> <tr> <td>600億円以上1,000億円未満の部分</td><td>0.5670% (税抜0.54%)</td><td>0.7035% (税抜0.67%)</td></tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td><td>0.5355% (税抜0.51%)</td><td>0.7350% (税抜0.70%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</p>			販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	200億円未満の部分	0.6300% (税抜0.60%)	0.6405% (税抜0.61%)	0.0420% (税抜0.04%)	200億円以上400億円未満の部分	0.6090% (税抜0.58%)	0.6615% (税抜0.63%)	400億円以上600億円未満の部分	0.5880% (税抜0.56%)	0.6825% (税抜0.65%)	600億円以上1,000億円未満の部分	0.5670% (税抜0.54%)	0.7035% (税抜0.67%)	1,000億円以上の部分	0.5355% (税抜0.51%)	0.7350% (税抜0.70%)
販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社																				
200億円未満の部分	0.6300% (税抜0.60%)	0.6405% (税抜0.61%)	0.0420% (税抜0.04%)																				
200億円以上400億円未満の部分	0.6090% (税抜0.58%)	0.6615% (税抜0.63%)																					
400億円以上600億円未満の部分	0.5880% (税抜0.56%)	0.6825% (税抜0.65%)																					
600億円以上1,000億円未満の部分	0.5670% (税抜0.54%)	0.7035% (税抜0.67%)																					
1,000億円以上の部分	0.5355% (税抜0.51%)	0.7350% (税抜0.70%)																					
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 信託事務等に要する諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。																						

※投資者の皆さんにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- 上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 上記は平成25年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

(本ページは目論見書の内容ではございません。)



LEGG MASON
GLOBAL ASSET MANAGEMENT